

都立(総合)精神保健福祉センター

都立(総合)精神保健福祉センターとは…

- 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法によって、各都道府県に設置することが定められています。
- 都内には3か所の精神保健福祉センターがあり、地域を分担して活動を行っています。

名称	担当地域
都立中部総合精神保健福祉センター https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/	港・新宿・品川・目黒・大田・世田谷・ 渋谷・中野・杉並・練馬の各区
都立多摩総合精神保健福祉センター https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamasou/	多摩全域
都立精神保健福祉センター https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/sitaya/	千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・北・ 荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川の各区と島しょ地域

≪ 活動内容 ≫

- ①都民の方を対象に、こころの健康の保持と向上を目的として、精神保健福祉相談のほか、広報普及活動を行っています。
- ②精神保健福祉に関する専門的機関として、地域の保健所や医療機関などと連携し、地域保健福祉の向上のための活動をしています。
- ③こころの病を持つ方の自立と社会復帰を目指して、社会に適応していく力をつけるために支援を行っています。

都立(総合)精神保健福祉センターは 東京都の「依存症相談拠点」です！

- 平成31年4月より都内3か所の精神保健福祉センターを東京都における「依存症相談拠点」として設定しました。
- 専門相談員による本人・家族等を対象とした相談（電話・面接）のほか、回復に向けた支援や家族講座の実施、依存症に関する情報発信等を行っています。

相談機関名	電話番号	電話以外の問い合わせ
中部総合精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	03-3302-7711	面接相談は必要に応じて実施 （予約制）
多摩総合精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	042-371-5560	
精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	03-3844-2212	